主 文

本件異議の申立を棄却する。

昭和三〇年一二月二三日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	田	中	耕太	郎
裁判官	栗	山		茂
裁判官	真	野		毅
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	島			保
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	河	村	又	介
裁判官	谷	村	唯一	- 郎
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	池	田		克
裁判官	垂	水	克	己